

教育委員会会議録

令和3年9月2日（木） 午後2時00分 開会

午後3時12分 閉会

1 議事日程

別紙のとおり

2 出席した委員等

長谷川洋教育長、佐々憲一委員、塩谷育代委員、岡田豊委員

3 出席した職員

横井英行事務局長、稲垣直樹次長兼管理部長、小島寿文学習教育部長
稲垣宏恭教育管理監、加藤文彦総合教育センター所長、高橋亮太総務課長
伊藤尚巳教育企画課長、小清水義晃財務施設課長、坂川智教職員課長
柴田英昭福利課長、大道伊津栄生涯学習課長、栗木晴久高等学校教育課長
伊藤孝明義務教育課長、小林紀彦特別支援教育課長、岩田政久保健体育課長
中島幸一高校改革室長、石川陽子総務課課長補佐

4 前回会議録の承認

長谷川教育長が各委員に諮り、前回の会議録は承認された。

5 教育長報告

(1) 請願の審査について

高橋総務課長が、請願の審査について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

(2) 令和4年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について

栗木高等学校教育課長が、令和4年度使用県立高等学校教科用図書の採択結果について報告。

長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(塩谷委員)

この数年で新たに加わった科目、なくなっていった科目はあるか。数としては、増えているのか。

(栗木高等学校教育課長)

文部科学省検定済教科書の各教科の科目があるが、表の左側に「新」と記載があるものが、来年度から本格実施される新学習指導要領で新たにできた科目である。科目の再編で名称が変わるものもあり、全体の科目数については、ここではわからない。

- (3) 令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について
伊藤義務教育課長が、令和4年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択結果について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (4) 令和4年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について
小林特別支援教育課長が、令和4年度使用県立特別支援学校教科用図書の採択結果について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。
- (5) 令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について
伊藤義務教育課長が、令和3年度全国学力・学習状況調査の結果について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(岡田委員)

昨年の最長3か月に及ぶ一斉休校の影響について、文部科学省は正答率の相関関係はないと公表した。本県では、質問紙の中で、全国平均より臨時休業期間中の学習に不安を抱えていたと推測される結果があるが、その影響が学力に出ているか。

(伊藤義務教育課長)

結果のみを見ると、小学校国語について一番低いが、前回と比べて全国とのポイント差は少なくなっている。分析の途中であるが、例年、小学校国語の漢字の分野が低かったが、今回は全国との差が少なくなっている。中学校国語は昨年度に比べて少し下がっている。

昨年度の学習内容について、昨年度中に当該学年の学習内容は全て終わっているという調査結果が出ている。本県としても臨時休業中に著しい学力低下が見られたとは捉えていない。

(塩谷委員)

資料に「個に応じたきめ細かな指導を行うために、少人数指導を継続する。」とあるが、取組を行ったからこそという結果は出ているか。

(伊藤義務教育課長)

中学校数学について、例年全国平均より高い数値が出ているが、小学校からの少人数指導の継続により成績が上がっているように感じる。小学校の結果が良くないことが課題であると考えていたが、県で作成する授業改善プランの中で、特に漢字の学習については、ただ単に書き取り練習を行うのではなく、ゲームの要素を取り入れた楽しめる漢字学習に取り組むようお願いしており、そのことが少しずつ実を結んでいるのではないかと思う。

- (6) 令和3年度教育委員会所管8月補正予算について
高橋総務課長が、令和3年度教育委員会所管8月補正予算について報告。
長谷川教育長が各委員に諮り、報告事項は了承された。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

今回の補正予算は何パーセントの生徒に対する予算であるのか。

(高橋総務課長)

今回は、県立高校と県立特別支援学校高等部の全学年の生徒の3分の2程度を見込んで積算している。

(岩田保健体育課長)

2月に名古屋市で行われた若者を対象とした調査で、およそ3分の2の若者が接種を希望しているという結果をよりどころとしている。

6 請願

請願第7号 園児児童生徒のマスク着用要請についての請願

長谷川教育長が各委員に諮り、「賛成者少数」により本請願は不採択とされた。

[委員の主な意見及び事務局の説明]

(佐々委員)

マスク着脱について、県のガイドラインにおいては児童生徒に対してどのように指導されているのか。

(岩田保健体育課長)

県のガイドラインは、国からの通知に準拠する形で作成している。マスクの着脱については、身体的距離が十分とれないときはマスクを着用するが、必要に応じて臨機応変な対応をするように指導すると記載している。臨機応変な対応としては、身体的距離がとれるときにはマスクを着用する必要はないことを指導しているほか、児童生徒本人が暑さで息苦しいと感じたときなどには、マスクを外したり、一時的に片耳だけにかけて呼吸したりするなど、自分の判断で適切に対応するように指導している。

また、マスクを外している間、授業中であれば不必要な会話を控えること、授業中以外であれば近距離での会話を控えたり身体的距離を確保したりするように指導している。

(佐々委員)

熱中症予防のため、マスクを外すべき気温・湿度やWBGTの基準値を定めることはできるのか。

(岩田保健体育課長)

県教育委員会として基準値を定める場合、国から示されるデータを信頼性が高い情報として活用するが、現在まで、文部科学省、厚生労働省及び環境省等からは示されていないため、定めることには難しさを感じている。

また、熱中症予防に関しては、体格や体質など個人的な事情により個人差が大きいこと、同じ気象条件であっても、暑さへの慣れの程度や活動の強度、活動の持続時間など内容によっても差があるため、一律の基準によってマスクの着脱を指導するのは難しい。

(塩谷委員)

マスクを着用しなくてはならないというエビデンスは出ているのか。

(岩田保健体育課長)

エビデンスについて、確認できるものはなく、国から示される数値や知見を信頼性のあるものとして判断している。

(塩谷委員)

マスク着用について、大人が感じる感覚と子供の感覚は違うことは分かっている。大人の中でもテレビや新聞からしか情報を受け取れない人と、ネット等から多くの情報を受け取る人がいて、皆が混乱している状況であると思う。子供を持つ親の立場からすると恐らく不安でいっぱい、マスク着用により安心を得られる人もいれば、逆に不安を覚える人もいる。安心材料を世の中に出していくために、教育委員会としてはどうしていくのか。

(岩田保健体育課長)

安心材料を示すことは極めて難しいと認識している。県教育委員会では、安心できる情報を検証するような取組はできない。国が示す知見等によることが正しいという理解で現在まで動いている。今後安心材料が国から示されれば、速やかに県立学校や市町村教育委員会に情報提供していく。

様々な状況がある子供に対して、担当が親身になって理解しながら、個に応じた対応をしていくことが一番重要である。そのような指導ができるよう、県教育委員会としても指導していく。

(岡田委員)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が加速度的に進んでいる昨今、マスクの着用が飛沫感染防止に有効であるということが一般的な常識として浸透している。マスクを着用していない若者を見かけると、「マスクをして欲しい」と正直思う。科学的根拠についても諸説あるため、何とも言えないが、現状において、マスク着用の要請を廃止することは社会的な情勢として受け入れにくいと感じる。しかしながら、マスクによる弊害を持つ子供もいることも確かであるため、十分な配慮をする必要があり、一律でマスク着用をするということは、教育の世界には絶対にあってはならないことだと思う。

熱中症の恐れや運動時のマスク着用のリスクについても、指導者として認識した上で適切に対応しなければならないということは言うまでもない。学校全体として、徹底していくべきである。

(塩谷委員)

マスク購入が経済的に難しい家庭もあると思う。何か対策はしているのか。

(高橋総務課長)

昨年度から国の予算を活用し、県立学校や市町村立小中学校において、校長の裁量で新型コロナウイルス感染症対策や熱中症対策に関する物品が購入できる予算が確保されている。そういった予算を活用し、学校でマスク

を購入し、用意できない子供たちに配付することも一つの方策であると考える。

請願第8号 「窃盗に係る津島北高等学校長の処分に対して」教育委員会が、責任等を示すことを求める請願

長谷川教育長が各委員に諮り、可否同数であったため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第4項の規定に基づき、長谷川教育長の決するところにより本請願は不採択とされた。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岡田委員)

教員の不祥事は残念ながら減る傾向にない。学校現場において不祥事が生じると監督責任は校長にあるため、校長が処分されることが当然ある。今回は事件発生当時所属していた教育企画課の課長に監督責任がある。また、その後報告を怠ったということに関する監督責任は県教育委員会にあるように思う。請願の中で、「津島北高校の生徒、保護者、職員に対して、弁明と責任を取る」とある。県としては、4月23日に事実確認を行い、その後より詳細な状況把握をして、8月11日に処分、翌12日に津島北高校の保護者会において謝罪をしている。処分までに4か月近くを要し、校長は通常勤務を続けていたという状況であるが、余りに迅速性に欠けるものではないか。少なくとも、非違行為報告書が提出され、事実確認をした段階で自宅待機など何らかの対応をすべきであったと思う。また、今年3月に県教育委員会に送られてきた匿名メールによって発覚したが、もしメールがなければうやむやになっていたことを考えるといかがなものかと感じる。

今後の対策として、教職員としての自覚と意識の涵養を図るよう依頼したと聞いているが、今回の事案は事務局職員の不祥事である。事務局職員の不祥事への働きかけはどのようになされたのか。学校現場から言わせれば、指導的立場にある県教育委員会の今回の対応は説得力に欠けるものであり、身内に甘いと言われても仕方がないように感じる。

(坂川教職員課長)

3月に匿名メールがあり事件が発覚し、その後4月に非違行為報告書が提出され、本人からの事情徴収を経て、8月に処分をしたものである。4月から8月までの間、一宮警察署や該当のガソリンスタンド等に事実確認を行ったり、問題のあったプリペイドカードがどのようなものであるかを確認したりして時間がかかってしまった。

上司の責任については、当時の教育企画課長は平成31年3月31日に定年退職しており、一般の県民となっていることから管理監督責任を問うことは難しく、処分はしなかった。

(高橋総務課長)

事務局職員に対する不祥事防止対策について、今回の事案を受けての対策はまだ実施していない。今後、研修会等様々な機会を活用し、今回のような

事案が事務局において二度と起こらないよう対策に努めてまいりたい。

7 議案

長谷川教育長が各委員に諮り、第20号議案 公立学校長の人事については、人事案件のため、非公開において審議することとした。

第18号議案 教育に関する事務の点検・評価報告書について

伊藤教育企画課長が、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に規定する、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書を県議会に提出し公表する必要があるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

第19号議案 令和4年度教職員定期人事異動方針について

坂川教職員課長が、令和4年度公立学校教職員定期人事異動を行うに当たって、その基本方針を定めるため請議。

長谷川教育長が各委員に諮り、全員一致により原案どおり可決された。

〔委員の主な意見及び事務局の説明〕

(岡田委員)

異動方針(案)に「校長の意見を尊重する」とあるが、どの程度校長の意見が反映されるのか。

(坂川教職員課長)

市町村教育委員会や校長の意見を参考にするが、他の学校の異動の状況等もあるため、100パーセント希望が通るというものではない。

(佐々委員)

「改革意識を持ち」という文言を今回追加したということであるが、非常に漠然としている。どのような改革を期待しているのか。

(坂川教職員課長)

昨今、学校現場において、ICT機器の活用など、今までの教育方法とは随分変わってきている。今後どのように子供たちに対して教育をしていくかという意識を十分に持った教員を積極的に登用していきたいと考えている。

(佐々委員)

そのような改革意識を持つように啓蒙をした上で、追加をしているのか。

(坂川教職員課長)

特に啓蒙等を行っていないが、県教育委員会として、新型コロナウイルス感染症の状況から、特にリモート授業などICT機器を積極的に活用していく方向性であるため、感染症対策を十分に行った上で、より良い教育に向けて意識を持って対応してもらいたいと考えている。

(横井事務局長)

県立高校では今年度欠員が2,600名と生徒の期待に添えていない部分があると考え、現在、再編構想として現場の校長先生を交えて検討している。その過程において、まずは校長先生と認識を共有する作業を行っている。

今後は、事務局内の直接関係のない課の職員や学校の校長以外の教員にも研修の機会等を捉えて、認識の共有を行っていききたい。

校長の意見の反映については、基本的なシステムとして、小中学校の人事であれば、まず校長先生から各市町村教育委員会人事担当が聞き取りを行い、その内容に基づいて人事を行っている。県立学校についても、教職員課が聞き取りを行い、その内容を踏まえて行っている。

第20号議案 公立学校長の人事について

非公開において審議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

8 協議題

長谷川教育長が各委員に諮り、協議題（1）令和3年度教育委員会所管9月補正予算（案）について、協議題（2）物品の買入れについて、協議題（3）愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の指定公立国際教育学校等管理法人の指定について及び協議題（4）愛知県立学校条例の一部改正については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく事前協議であるため、非公開において協議することとした。

（1） 令和3年度教育委員会所管9月補正予算（案）について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（2） 物品の買入れについて

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（3） 愛知県立愛知総合工科高等学校の専攻科の指定公立国際教育学校等管理法人の指定について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

（4） 愛知県立学校条例の一部改正について

非公開において協議されたため、愛知県教育委員会会議規則第14条第3項の規定により、会議録は別途作成。

9 その他

なし

10 特記事項

（1） 長谷川教育長が今回の会議録署名人として塩谷委員を指名した。

（2） 飯田英理子氏から、園児児童生徒のマスク着用要請についての請願について、宮崎邦彦氏から、「窃盗に係る津島北高等学校長の処分に対して」教育委員会が、責任等を示すことを求める請願について、口頭陳述したい旨の申出があり、

長谷川教育長が、前回会議録の承認後、5分以内に限り口頭陳述することを許可した。

(3) 傍聴人 6名